



# 就職準備金貸付制度のご案内

## 就職準備金貸付制度とは。。

潜在保育士(保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者)が保育士として保育所等(※裏面参照)に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行い、保育士の就職支援を図ることを目的としています。

**対象者:** 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①市内の保育所等(※裏面参照)に**新たに**勤務する方。
- ②市内の保育所等(※裏面参照)に**2年間継続して週20時間以上**勤務する(予定である)方。

※保育士修学資金貸付の就職準備金の貸付けを受けた方は対象外。

## 貸付額

**40万円以内**(1人1回限り)。

※利子:無利子 連帯保証人:1名以上必要

要件を満たせば**全額免除!!**

**市内**の保育所等(※裏面参照)で**2年間継続して週20時間以上**保育士業務に従事すること

※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

**申込方法:** 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ  
社会福祉協議会へアクセス!

### ◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会

■中央区事務所 TEL 043-221-2177

■稲毛区事務所 TEL 043-284-6160

■緑区事務所 TEL 043-292-8185

■花見川区事務所 TEL 043-275-6438

■若葉区事務所 TEL 043-233-8181

■美浜区事務所 TEL 043-278-3252



※保育所等とは  
千葉市内の以下に掲げる施設のことです。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園(預かり保育を常時実施している施設のみ)
- (3) 認定こども園
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 小規模保育事業
- (6) 居宅訪問型保育事業
- (7) 事業所内保育事業
- (8) 病児保育事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設
- (11) 千葉市保育ルーム
- (12) 企業主導型保育事業